

「女性活躍推進法」に基づく行動計画

北海道信用金庫

女性が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 目標

- (1) 従業員全体の所定外労働時間を月平均10時間以内とする。
- (2) 代理クラスの女性労働者割合を30%以上にする。

3. 取組内容と実施時期

(1) 所定外労働時間の削減を推進するため、下記の取り組みを継続する。

令和7年4月～

- ・原則、週2日（繁忙日を除く水曜日・金曜日）の定時退庫日を設定する。
- ・パソコン等の起動時間、終了時間、休日使用不可等の強制規制を実施する。
- ・管理職向け人事労務研修会の開催や庫内報での周知・啓蒙を実施する。

(2) 女性労働者の活躍による昇格を推進するため、下記の取組を実施する。

令和7年4月～

- ・管理者育成のため、偏りの無い業務経験をできるように人事異動を検討する。
- ・OJTの推進や各種研修への参加促進を強化することにより、スキル向上や業務範囲拡大の機会を増加させる。
- ・人事格付規程の検証を行い、必要に応じて改定を行う。

以 上

女性の活躍に関する情報公表

北海道信用金庫
令和8年3月31日現在

【対象期間】 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

◎採用した労働者に占める女性労働者の割合

雇用形態	割合
正職員	55.0%
契約職員	45.5%
嘱託職員	28.6%

◎男女別の育児休業取得率

雇用形態	男性	女性
正職員	11.1%	100.0%
契約職員	該当者なし	該当者なし
嘱託職員	該当者なし	該当者なし

◎男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	65.3%
正職員	65.2%
嘱託職員・契約職員	68.4%

※賃金：通勤手当等を除く。

以 上